

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第3号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第4号 令和3年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 令和3年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 令和3年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 令和3年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第8号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）
- 議案第9号 月形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 月形町札沼線代替輸送事業等基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 議案第16号 月形町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 月形町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】
- 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町野球場ほか】
- 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町農産物加工施設】
- 議案第21号 和解について
- 議案第22号 令和4年度月形町一般会計予算
- 議案第23号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第24号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第25号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計予算

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

- 議案第26号 令和4年度月形町後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

（古谷教育長から公務のため、午前、欠席の旨の報告あり）

- 議長 金子 廣司 ただ今の出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和4年第1回月形町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 金子 廣司 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

堀 広一 議員

我 妻 耕 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 金子 廣司 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に、議会運営委員会委員長から、去る2月25日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 金子 廣司 議会運営委員会 楠 順一委員長、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 楠 順一 議長の許可をいただきましたので、令和4年第1回定例会の運営について、去る2月25日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果をご報告いたします。

当日は、議長の出席をいただき、副町長の出席を求め、今定例会に提案される議案等の説明を受け、日程及び運営について、それぞれ協議をいたしました。

はじめに会期についてであります。本定例会に提案されている議案は、議会提案として、予算特別委員会報告、発議、意見案及び会議案を予定し、町長提案は、令和3年度各会計補正予算、一般議案、令和4年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、令和4年度各会計予算及び予算関連議案であります。

これらを踏まえ、本定例会の会期は、本日8日から3月22日までの15

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

日間とすることにいたしました。

次に、一般質問についてであります。3月15日の1日間を予定し、通告期限は3月9日の正午までとしております。

一般質問の質問回数は原則4回までですので、十分に守っていただきたいと思っております。その他は会議規則に基づいて行いますので、活発な議論をお願いいたします。

なお、執行方針に対する質疑は一般質問に含めて行います。

次に、議案等の審査要領についてであります。町長提案の内、令和4年度各会計予算6件及び予算関連議案3件の議案につきましては、一括提案とし、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

次に、本日、予算特別委員会を開催し、正副委員長の選任、審査日程等の協議を行い、3月16日から開催される予算特別委員会で、各課長等から説明を受け、質疑を行っていただくこととなりますが、日程については精力的に進めていただくことをお願いいたします。

また、いつも申し上げていることですが、議員の質疑及び町側の答弁につきましては、簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をお願いいたします。

最後に、今議会においても新型コロナウイルス感染症予防対策として、適宜、会議を休憩し、議場の換気や消毒を行うほか、説明員の人数も制限しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、各議員及び町側の出席者におかれましても、それぞれ感染予防対策を徹底されますようお願いいたします。

本議会は、本町の将来を決する大事な議会でございますので、各位の慎重な審議、そして、活発な議論をお願いして、議会運営委員会における協議の結果報告といたします。以上です。

- **議長 金子 廣司** 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。
お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日3月8日から3月22日までの15日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- **議長 金子 廣司** 異議なしと認め、会期については、本日8日から3月22日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程3番 諸般の報告

- **議長 金子 廣司** 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

次に、まちづくり常任委員会の閉会中における所管事務調査報告がありますので、委員長の報告を求めます。

- 議長 金子 廣司 まちづくり常任委員会 我妻 耕委員長、報告願います。
- まちづくり常任委員会委員長 我妻 耕 まちづくり常任委員会の令和3年度所管事務調査について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和3年度のまちづくり常任委員会所管事務調査については、年度当初において調査事項の年間計画を策定し、総務課所管2件、企画振興課所管3件、住民課所管2件、保健福祉課所管2件、農林建設課所管3件、教育委員会所管2件及び町立病院所管1件の計15件の調査項目を調査しております。

所管事務調査の方法としては、担当課と調整の上、各調査項目の現状及び課題を説明してもらい、町としての今後の取り組みの推進や方向性の確認などを行い、常任委員会の中で質疑等をとおして、各調査項目の把握に努めてまいりました。

今回、調査した項目の中で、特筆すべき調査事項について3点、私からの所見を述べさせていただきます。

最初に、企画振興課所管事務の保養センター等改修基本計画の状況についての調査であります。配管の老朽化による漏水、ボイラーの故障による泉温の低下など、サービスを含めた施設の最低限の整備がなされておらず、また、利用者のニーズに対応できていない部分などもあると感じたところがあります。保養センターについては、改修基本計画の状況や関連する施設の整備を待つことなく、現状の不具合等を早急に解消するよう補修、整備を進めるべきであると考えます。

2点目に、農林建設課所管事務の鳥獣被害対策についての調査であります。鳥獣の駆除にあたる担い手が不足しており、深刻な課題と感じています。今後、行政が後継者対策に関わりを持つことや、捕獲について近隣自治体との連携の必要性について検討が必要であると考えるところであります。

3点目として、町立病院の運営状況についての調査であります。現在の状況が長く続くことを期待するところではありますが、将来にわたり現院長の体制を続けることは難しいと考えます。各自治体での事例や体制などの情報収集を行い、月形町では何を取り入れることが可能なのか調査、研究を続け、新しい月形町の医療体制の形を作り出すことを望むところあります。

以上、3点以外、特筆すべき事項及びそれ以外の調査内容及び結果については、配付済みの報告書に記載のとおりでありますので、ご確認をお願いします。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

最後に、本年度の常任委員会の所管事務調査にあたりまして、改めまして説明など委員会に出席された方、また、調査書類の作成に携われた方など担当の方々に感謝申し上げます。

以上で、まちづくり常任委員会所管事務調査報告といたします。

○ 議長 金子 廣司 以上をもって、まちづくり常任委員会所管事務調査報告といたします。

○ 議長 金子 廣司 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

○ 議長 金子 廣司 日程4番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

○ 議長 金子 廣司 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】、日程6番 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町野球場ほか】、日程7番 議案第3号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第8号）

○ 議長 金子 廣司 日程5番 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】、日程6番 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町野球場ほか】、日程7番 議案第3号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第8号）は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書277ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、同条第6項の規定による議会の議決を求めるものであります。1 指定管理者に管理を行わせる公の施設、月形町民保養センターほか6施設の名称及び所在地は、記載のとおりであります。2 指定管理者となる団体の名称及び住所は、株式会社 月形町振興公社 樺戸郡月形町1219番地、3 指定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間であります。指定管理者の指定の理由等ではありますが、指定管理者となる団体は、町内に住所を有する町が出資している法人であり、現に当該公の施設の指定管理者となり、町内外の利用者へ安定したサービスを提供していること、また、当

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

該公の施設の現状や課題等を十分把握していることから、当該指定管理者が引き続き管理を行うことにより、これまで同様のサービスの提供及び事業効果が期待できるところであります。こうしたことから、月形町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び条例施行規則に則りまして、公募によらず指名により現指定管理者からの申請を受け、内容の審査を行い候補者に選定し、今回提案させていただいたものであります。なお、指定の期間を1年間としておりますのは、現在、町民保養センター等の改修計画を策定中でありまして、施設改修の内容や改修の時期が明確になっていない中にある場合は、長期間に渡る指定管理は適当ではないと考え、単年度の期間としたところであります。以上で議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案書279ページをお開きください。議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつきましても、議案第18号に同じく公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。1 指定管理者に管理を行わせる公の施設月形町野球場ほか2施設の名称及び所在地は、記載のとおりであります。2 指定管理者となる団体の名称及び住所は、株式会社 月形町振興公社 樺戸郡月形町1219番地、3 指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。指定管理者の指定の理由等がありますが、議案第18号と同様指定管理者となる団体は、現に当該公の施設の指定管理者となり、町内外の利用者へ安定したサービスを提供していること、また、当該公の施設の現状や課題等を十分把握していることから、これまで同様のサービスの提供及び事業効果が期待できるところであります。このため、町の関係例規に則りまして、公募によらず現指定管理者からの申請を受け、審査の上候補者に選定し、今回提案させていただいたものであります。なお、指定の期間はこれまでと同じく5年間とするものであります。以上で議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案書3ページをお開き願います。議案第3号 令和3年度月形町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第8号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,794万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,212万1,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから7ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

本補正予算は、年度末に当たりまして、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行っての予算の整理でありまして、主に新

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

型コロナウイルス感染症の流行に伴う事務事業の取り止め、縮減などによる減額、また、各委託業務や工事請負費などの入札等執行残の減額に係るものであります。なお、燃油価格高騰による公共施設等の燃料費、新型コロナウイルス感染症対策としての飲食店旅客運送事業者への支援金、新型コロナウイルス感染症による収入減少分と燃油価格高騰分に係る振興公社への指定管理料、町道及び公共施設除排雪業務委託料については、それぞれ増額したく、本補正予算に計上させていただいております。

それでは44ページをお開きください。歳出でございます。事項別に主要なものについて、ご説明を申し上げます。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費、補正額192万3,000円減額、7節から18節、説明欄のとおりです。続きまして、46ページ、2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額287万1,000円減額、1節から18節、説明欄のとおりです。2目 職員給与費、補正額1,477万5,000円減額、49ページ、説明欄、一般職給与費1,324万2,000円減額でございます。令和3年度においては、職員数が中途退職などで年度当初の職員数を下回ってきており、このようなことから関係する職員給与費が総体として減額となるものでございます。続きまして、48ページ、3目 企画費、補正額1億692万5,000円減額、説明欄、地域間交流事業300万9,000円減額、児童交流事業として本町の児童が新潟市月潟小学校を訪問して交流する計画をしておりましたが、コロナ禍において訪問を断念しております。主にその経費分の減額でございます。下段、ふるさと納税推進事業9,870万円減額、ふるさと納税寄附金につきましては、当初3億4,360万円見込んでおりましたが、ふるさと納税の納税状況を勘案して下方修正をして9,900万円減額をするところでございます。ふるさと納税の減額に伴いまして、納付記念品いわゆる返礼品などの関係経費についても減額するものでございます。続きまして、50ページ、4目 情報推進費、補正額315万9,000円減額、5目 広報広聴費35万1,000円減額、6目 財政管理費45万7,000円減額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。7目 会計管理費35万3,000円減額、内容につきましては、53ページ、上段のとおりでございます。続きまして、52ページ、8目 財産管理費、補正額2億3,843万2,000円増額、説明欄、中段、基金管理経費2億4,190万3,000円増額、これにつきましては、減債基金に積立をする額でございます。令和3年度の一般会計決算見込みにおいての余剰金のうち2億4,190万3,000円を将来の財政運営に備えるために減債基金に積立をするものでございます。52ページ、9目 交通安全費68万3,000円減額、1節から18節、説明欄のとおりでございます。5

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

4ページ、10目 公平委員会費、補正額1万1,000円減額でございます。続きまして、2項 徴税費 1目 税務総務費2万5,000円減額、2目 賦課徴収費63万円減額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費53万7,000円増額、説明欄、社会保障・税番号制度システム改修業務を補正させていただきますが、財源につきましては、全額国費でございます。54ページ、4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費12万8,000円減額、2目 衆議院議員総選挙費84万1,000円減額、それぞれ、各節、説明欄のとおりでございます。続きまして、56ページ、5項 統計調査費 1目 統計調査費3万5,000円減額、1節、説明欄のとおりでございます。続きまして、6項 監査委員費 1目 監査委員費29万円減額、8節、18節、説明欄のとおりでございます。続きまして、58ページ、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額637万円減額、説明欄、上段、地域福祉事業の中に補助金がございます。福祉施設等就労定着資格取得支援助成事業ですが、これにつきましては、5万円を限度に資格を取得した方に助成をする事業で、当初15万円の予算計上をしておりましたが、申請件数が2件程増える予定でございますので、10万円増額をさせていただきます。続きまして、60ページ、2目 老人福祉費、補正額1,556万2,000円減額、説明欄、上段、老人福祉施設入所事業736万5,000円減額、入所者の退所による減額でございます。その下、後期高齢者医療特別会計繰出金については、136万9,000円減額いたします。説明欄、下段、介護保険事業特別会計繰出金については、601万2,000円減額をいたします。60ページ、3目 国民年金費については、説明欄のとおりでございます。続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額2,131万円減額、63ページ、説明欄、上段、会計年度任用職員処遇改善手当9万9,000円増額でございます。これにつきましては、国の新たな経済対策として昨年末に国の補正予算で事業化されたものでございます。学童保育所の放課後児童支援員等の収入を令和4年2月から月額9,000円になりますが、月額3%程度引き上げる処遇改善措置でございます。財源は全額国費で予算計上をした金額は2月分と3月分でございます。説明欄、中段、認定こども園管理運営業務でございますが、委託料1,304万5,000円減額、こども園利用人数の減少による減額でございます。その2つ下、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業26万円増額、先ほどの会計年度任用職員学童保育所の放課後児童支援員等の処遇改善と趣旨は同様で、認定こども園の保育士等の収入を令和4年2月から月額3%程度引き上げる処遇改善措置で、財源は全額国費、予算計上は2月分と

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

3月分でございます。続きまして、64ページ、4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額2,861万9,000円減額、説明欄、内訳として病院事業会計繰出金3,017万2,000円減額、国民健康保険事業特別会計繰出金155万3,000円増額でございます。64ページ、2目 予防費486万7,000円減額、1節から18節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、66ページ、3目 環境衛生費187万6,000円減額、4目 医療給付費62万7,000円減額、5目 保健センター費31万9,000円減額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。66ページ、下段、2項 清掃費 1目 清掃総務費80万9,000円減額、67ページ、69ページの説明欄記載のとおりでございます。68ページ、2目 塵芥処理費995万5,000円減額、説明欄、衛生センター管理及び塵芥処理経費のうち、塵芥収集及び衛生センター管理関係業務842万6,000円減額するものでございます。この管理関係業務の委託料ですが、令和3年度から令和5年度までの長期契約とした効果もあり、当初予算額5,696万6,000円から842万6,000円減額するものでございます。続きまして、70ページ、5款 労働費 1項 労働諸費 1目 労働諸費12万円減額、労働事務経費でございます。続きまして、72ページ、6款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費66万3,000円減額、2目 農業振興費419万1,000円減額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、74ページ、4目 農地費216万4,000円減額でございます。説明欄、農業集落排水事業特別会計繰出金89万2,000円減額するものでございます。続きまして、74ページ、2項 林業費 1目 林業振興費88万6,000円減額、12節から24節、説明欄のとおりでございます。続きまして、76ページ、7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額70万3,000円増額でございます。説明欄、新型コロナウイルス感染症対策経費の中の補助金ですが、一つに月形町飲食店感染防止対策協力支援金交付事業300万円を計上させていただいております。本年1月27日にまん延防止等重点措置が全道域に発令され、期間が2回延長されて3月21日までとなっております。この間、飲食店には北海道から営業時間短縮や酒類提供の制限などの協力要請がされており、事業の継続、雇用の維持の観点から町で支援をするものでございます。計上した予算につきましては、今のところの考えですが、一つの期間10万円、2回延長で3期間分30万円を10店舗分として300万円計上させていただいております。なお、この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業でございます。説明欄、月形町旅客自動車運送事業継続支援金交付事業200

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

万円でございます。これにつきましても、新型コロナウイルス感染症対策の支援事業で、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい旅客自動車運送事業者の支援を令和2年度に引き続き行うものでございます。バスなどの車両保有台数等で算定をしまして200万円を限度とした支援金で、対象事業者が今のところ1社を予定しております。これも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業でございます。76ページ、2目 観光費808万2,000円減額、説明欄、観光振興事業の中の負担金としてつきがたイベント実行委員会400万円減額でございます。実行委員会主催のつきがた夏まつりが2年続けて中止となり、この実行委員会への負担金の減額でございます。続きまして、78ページ、3目 ふるさと公園費1,084万2,000円増額、説明欄、上段、ふるさと公園管理経費として皆楽公園等管理関係業務558万4,000円でございます。これにつきましては、一つに、つち工房の管理業務として今冬の大雪により除雪業務費がかさんだということで、約40万円増額、その他、新型コロナウイルス感染症の影響によって指定管理施設の収入が減少した分を補填する指定管理料の増額でございます。皆楽公園パークゴルフ場の閉鎖により520万8,000円程減収となっております。これを補填するわけですが地方自治体が指定管理者にこのような減収補填を行った場合、特別交付税の算定対象とされるとの情報が、今のところあるところで、補填をするものでございます。続きまして、下段、保養センター等管理関係業務714万6,000円増額でございます。これにつきましては、月形町振興公社が管理をしている施設における原油価格の高騰分の影響額について指定管理料の増額として補填をするものでございます。これにつきましても、先ほどの減収補填と同様に自治体が指定管理者にこのような補填を行った場合に、特別交付税の算定対象とされるとの情報が、今のところあり、それに則して行うものでございます。続きまして、80ページ、8款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費1万6,000円減額、12節、説明欄のとおりです。2項 道路橋梁費 1目 道路維持費345万4,000円減額、3目 橋梁維持費557万4,000円減額、1目と3目につきましては、各節、説明欄記載のとおりでございます。80ページ、4目 除雪対策費1,383万8,000円増額、説明欄、上段、町道及び公共施設除排雪業務1,468万9,000円増額、これも今冬の大雪による除雪経費を増額するものでございます。当初予算計上額6,503万2,000円としておりましたが、本年2月末までの執行としてこの額を上回っております。続きまして、80ページ、3項 河川費 1目 河川総務費7,000円減額、4節、説明欄のとおりでございます。4項 住宅費 1目 住宅管理費546万1,000円減額、1節から21節、説明欄

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

記載のとおりでございます。続きまして、84ページ、9款 消防費 1項 消防費 1目 消防費、補正額773万3,000円減額、岩見沢地区消防事務組合負担金の減額、岩見沢地区消防事務組合月形支署に係る事務事業費の執行残の積み上げによる減額でございます。続きまして、84ページ、2目 防災費139万3,000円減額、1節から18節、説明欄記載のとおりです。続きまして、86ページ、10款 教育費 1項 教育総務費 1目 教育委員会費2万1,000円減額、2目 事務局費11万円減額、1目、2目につきましては、各節、説明欄記載のとおりでございます。86ページ、3目 教育振興費、補正額632万6,000円減額でございます。87ページ、説明欄、下段、高校教育振興事業交付金人づくり振興事業270万円減額をするものでございます。生徒数の減少による通学助成事業費の減や各種奨励事業対象者の減によるものでございます。続きまして、88ページ、2項 小学校費 1目 学校管理費86万円減額、3項 中学校費 1目 学校管理費34万3,000円増額、4項 社会教育費 1目 社会教育総務費524万円減額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、90ページ、2目 社会教育施設費117万6,000円減額、10節から17節、説明欄記載のとおりでございます。5項 保健体育費 1目 保健体育総務費218万2,000円減額、1節から18節まで、説明欄記載のとおりです。続きまして、92ページ、2目 体育施設費85万円減額、3目 学校給食費190万4,000円減額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、94ページ、12款 公債費 1項 公債費 1目 元金29万8,000円減額、2目 利子12万6,000円減額、長期債の償還元金と長期債償還利子の減額でございます。

歳出については、以上でございます。令和3年度当初予算に計上しておりました事務事業に係る新型コロナウイルス感染症の影響により、中止、縮減などが行われて、結果として未執行となる予算額につきましては、一般会計全体で2,970万円程になります。また、燃料価格の高騰により、今回の燃料費の増額につきましては、約1,250万円でございます。

それでは、16ページをお開きください。歳入でございます。1款 町税 1項 町民税 1目 個人、補正額1,428万円、内訳につきましては、普通徴収、特別徴収、退職所得分離課税、それぞれ、記載のとおり、それと、滞納繰越分を合わせた額でございます。2目 法人197万9,000円の減額です。2項 固定資産税 1目 固定資産税70万2,000円増額、3項 軽自動車税 1目 環境性能割27万9,000円増額、2目 種別割29万3,000円減額、4項 町たばこ税 1目 町たばこ税263万

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

3,000円増額、5項 入湯税 1目 入湯税19万2,000円増額、続きまして、18ページ、2款 地方譲与税 3項 森林環境譲与税 1目 森林環境譲与税31万1,000円減額、20ページ、10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額3億6,088万8,000円増額でございます。地方交付税のうちの普通交付税を増額するものでございますが、令和2年の国勢調査による人口減少を踏まえて、令和3年度の当初予算の普通交付税の額は、17億1,000万円を計上しておりましたが、交付税の算定におきまして人口急増補正措置等により普通交付税の交付額につきましては、本年度21億2,300万円となったところでございます。続きまして、22ページ、11款 交通安全対策特別交付金 1項 交通安全対策特別交付金 1目 交通安全対策特別交付金6万8,000円減額、24ページ、12款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金315万5,000円減額、2目 衛生費負担金11万7,000円減額、3目 農林水産業費負担金55万円減額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、26ページ、13款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 総務使用料34万6,000円減額、2目 民生使用料57万5,000円増額、3目 衛生使用料3,000円減額、4目 商工使用料25万円減額、5目 土木使用料117万2,000円減額、6目 教育使用料2万3,000円増額、7目 農林水産使用料6,000円増額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、26ページ、2項 手数料 1目 総務手数料6万5,000円減額、2目 衛生手数料67万8,000円増額、3目 農林水産手数料3万1,000円増額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、28ページ、14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金117万5,000円減額、2目 衛生費国庫負担金64万9,000円増額、各節、説明欄記載のとおりでございます。28ページ、2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金304万円増額、2目 民生費国庫補助金3万5,000円減額、3目 衛生費国庫補助金64万5,000円減額、4目 教育費国庫補助金2万8,000円増額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、28ページ、3項 委託金 1目 総務費委託金85万2,000円減額、2目 民生費委託金82万1,000円増額、4目 消防費委託金10万9,000円減額、それぞれ、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、30ページ、15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金173万7,000円減額、2目 衛生費道負担金77万8,000円増額、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、30ページ、2項 道補助金 2目 民生費道補助金132万4,

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

000円減額、3目 衛生費道補助金12万1,000円増額、4目 農林水産業費道補助金161万6,000円減額、5目 商工費道補助金6万5,000円増額、6目 土木費道補助金299万7,000円増額、これらの目につきましても、各節、説明欄記載のとおりでございます。30ページ、3項 委託金 1目 総務費委託金23万1,000円減額、2目 土木費委託金4万4,000円減額、各節、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、32ページ、16款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入32万7,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、34ページ、17款 寄附金 1項 寄附金 1目 一般寄附金162万円増額でございます。一般寄附でございますが、件数につきましては、5件、163万円の寄附を頂戴しております。続きまして、2目 総務費寄附金9,900万円減額でございます。歳出でも触れさせていただきました、この減額につきましては、ふるさと納税寄附金で、寄附金の見込みの下方修正をするものでございます。ちなみに2月末現在の寄附金額ですが、2億930万円でございます。続きまして、34ページ、4目 教育費寄附金1万円減額でございます。青少年健全育成基金寄附金でございます。続きまして、36ページ、18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金8,687万2,000円減額、2目 ふるさと活性化基金繰入金160万円減額、3目 青少年健全育成基金繰入金150万円減額、4目 公有財産整備基金繰入金9,436万円減額、6目 ふるさと納税基金繰入金5,000万円減額、7目 減債基金繰入金2,274万1,000円減額、この中の2目 ふるさと活性化基金繰入金と3目 青少年健全育成基金繰入金については、事業申請がないということでの減額でございます。基金繰入金でございますが、令和3年度の決算見込みを踏まえまして、各基金からの繰入額を調整したものでございます。特に財政調整基金、減債基金からの繰入はしないということで、全額減額をします。公有財産整備基金及びふるさと納税基金からの繰入につきましても、当初の半分以下の繰入額とするものでございます。続きまして、38ページ、19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額2,726万1,000円増額、この補正をもって令和2年度からの繰越金全額予算化をするものです。続きまして、40ページ、20款 諸収入 1項 延滞金、加算金及び過料 1目 延滞金1万1,000円増額、4項 受託事業収入 1目 衛生費受託事業収入21万2,000円減額、それぞれ、内訳につきましては、各節、説明欄のとおりでございます。続きまして、5項 雑入 2目 弁償金10万7,000円増額、この弁償金につきましては、2つありまして、町営住宅の退去時に修繕を行いますが、この退去された方の責任におけるものについて、ここでは弁償金

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

となっておりますが、自己負担をいただいております。これについて2件で3万1,000円でございます。残りにつきましては、昨年の大雪によって公共施設の修繕料が発生しましたけれど、その施設を貸付けしている場合の修繕、貸付先の負担分として1件7万7,000円を頂戴して予算計上をいたしました。続きまして、40ページ、4目 給食事業収入57万9,000円減額、学校給食賄材料納付金でございます。続きまして、5目 雑入143万7,000円増額、説明欄、後段、公有物件建物災害共済金241万5,000円増額でございます。昨年の大雪による建物災害共済金で、損害請求の総額が約520万円を請求申請しておりますけれど、そのうち241万5,000円が認められて月形町に入ってくるというものですが、残りについては、現在も審査中でございます。続きまして、42ページ、21款 町債 1項 町債 1目 総務債から8目 教育債までについては、それぞれ、事業の完了、起債対象事業の確定等により、それぞれ記載額を補正するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。補正予算第2条 繰越明許費の補正であります。年度内に支出が終わらない見込みの事業でありまして、翌年度に繰越して使用できる経費として、第2表 繰越明許費補正のとおり、社会保障・税番号制度システム整備事業と住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の2事業を追加するものであります。

次に補正予算第3条 債務負担行為の補正であります。第3表 債務負担行為補正において17の業務等を追加して、2件を廃止するものであります。

続きまして、9ページから10ページについては、補正予算第4条 地方債の補正であります。第4表 地方債補正のとおり、事業費及び起債対象経費の確定等により、それぞれ限度額を変更するものであります。以上で議案第18号、議案第19号、議案第3号の説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 (午前11時02分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前11時10分再開)

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 今、説明がありまして、今回の補正で大体令和3年度

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

の町の財政状況が見えてきたのかなと思うのですが、13ページには地方交付税3億6,000万円が予算より多く入って、繰入金は2億5,700万円減らした、一方、53ページ、財産管理費の中ほどに基金管理経費2億4,190万円を積んだとなっておりますが、これで、ざっくり、バランスシートの的にも町の町債と基金のバランスがどのように変化したのか、その辺の見通しを伺いたいと思うのですが。

○ 議長 金子 廣司 総務課長。

○ 総務課長 原 博由樹 ただ今、基金の保有額や交付税の歳入の状況から、全体的なバランスはどうなのかというご質問でございますけれども、今年度から今後4年間につきましては、交付税については、先ほどの説明のとおり、令和2年度国勢調査の人口が急減したことに伴って、初めて普通交付税算定において人口急減補正が適用されております。こちらについては、段階的に補正がなくなっていき、5年後には急減補正係数の加算は受けられなくなるであろうと思っております。

一方、基金ですけれども、今回、交付税が予定よりも相当増えたということと、今後想定されております各種大型事業への償還財源として積んでおりますけれども、全体のバランスですが、今後の事業費の総額がまだ確定しない中で、概算では推計しておりますけれども、推計上はなお財政的には厳しいものがあると分析しております。

○ 議長 金子 廣司 楠 順一議員。

○ 議員 楠 順一 雰囲気的な説明だったと思うのですが、そういうことではなくて、一般企業であれば、この時期に今年度の決算がどのように推移するだろうと予測するのです。ですから、わが町も財政が厳しいことは分かりますけれども、現時点でどのように今年の決算が納まりそうなのか、その辺、数字的に把握して当然であると思うのですが、それを聞きたいのです。例えば、町債が何億円増えた、減った。基金が何億円増えた、減った。それで、財務のバランス的にはこれだけ良くなった、悪くなった。ざっくりでいいですから、そのことをお伺いしたいと思います。

○ 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午前11時14分休憩）

○ 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 （午前11時15分再開）

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 決算見込みは出した上での今回の予算整理でございますので、説明で申し上げました決算の余剰金を踏まえての減債基金によ

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

る積立約2億円です。それと、交付税等が増えておりますので、当初見込んでいた繰入金を減額します。そういう中で予算整理をした。基金を繰入れるとその額が落ちるので、基金は当初見込んでいたよりは落ちない。さらに、減債基金を積むので、基金が昨年当初から見れば残高が増える形になります。いわゆる、交付税や事務事業の縮小、減額によって一般財源の持ち出しがなくなり、基金に頼っていた分を減らして新たに基金に積んだということで、決算の余剰分をそこへまわしたということで、ご理解をいただきたいと思えます。

- 議長 金子 廣司 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 ちょっと、質問を理解されていないのか、私もそれなりに議員をやらせてもらって、今説明があったことは多少なりとも理解しているつもりですけど、それを改めて説明されても困るので、私が聞きたいのは、先ほど言ったとおり、基金がなんぼ増えて、減って、町債がなんぼ増えて、減って、債務と資産のバランスが良くなりました、悪くなりました、ということを知っているのです。ですから、具体的に何十円、何円まで説明してくれとは言いませんから、例えば、何億円こうなりましたというざっくりした今年度末決算の予測を聞きたいということで、当然、それについては、把握していて然るべきであると思っております。
- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 (午前11時17分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前11時22分再開)

- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 現在見込んでおります令和3年度の決算見込みでございます。1月末までの状況で集計しておりますけれども、歳入の見込みが42億6,600万円、歳出の見込みが39億5,390万円ということで、3億1,210万円程の余剰が見込まれております。
それから、基金の状況でございますけれども、令和2年度末から令和3年度の積立て、令和3年度の取崩し見込みを差し引きして、令和3年度末の見込みが35億4,500万円程で、令和2年度末と比べますと2億1,000万円程の増を見込んでおります。
それから、町債の状況でございます。令和2年度末残高39億4,800万円、これから令和3年度の元金償還、令和3年度の新規発行を差し引いた令和3年度末の見込みが37億6,400万円程で、1億8,437万8,000円減額になると見込んでおります。以上です。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

- 議長 金子 廣司 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 了解しました。ただ、これだけで分からないことは、私も薄っすら分かっておりまして、この中に過疎債がどれだけ含まれていて、町の実質償還が求められる金額がいくらなのかということは、別に計算しなければならぬことは分かっておりますけれど、とりあえず形上の債権債務の状態がどうなっているのかということは、やはり把握すべきであると思えますので、その辺については、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 確認と言いますか、現状の把握をさせていただきたいと思ひまして、質問します。
75ページ、上段、就農支援事業39万円の減額ということで、これは、考え方として今回の親元就農がゼロであつて、前年も全額補正をしていると思うのですが、親元就農はゼロと考えてよろしいでしょうか。
- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 三浦 英司 お答えいたします。ご質問のとおり、今回についても就農支援事業の実績がなかったということでの減額ということでございます。以上です。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。
69ページ、塵芥処理費、説明欄、衛生センター管理及び塵芥処理経費の中の塵芥収集及び衛生センター管理関係業務の減額が842万6,000円ということで、当初予算5,696万6,000円のうち842万6,000円が、副町長の説明で令和3年度から令和5年度までの長期契約としたという理由があつたのですが、もう少し詳しくお聞かせください。
- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 先ほど、副町長から説明がありましたとおり、今議員のおっしゃるとおり、3年間の長期契約ということで、令和3年度から令和5年度までの3年間の契約をさせていただいたところでございます。当初予算との比較で、予定価格と入札額で約3,000万円弱の差が開いたということで、予定価格より83.187%の入札率ということでございます。この減額の理由は、業者にも確認をしたのですが、これについては企業秘密ということもあるということで、おそらく人件費の差が大きいのかなと思ひますし、今回契約した業者については、他市町村の塵芥収集処理も担っているところで、その辺の企業努力、人件費の見直し等の減額が大きいものと見

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

込んでおります。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 詳しくは分からないということで、人件費と企業努力ではないかという理解で良いということですね。分かりました。

続いて、63ページ、説明欄の下段、認定こども園整備事業、修繕料66万円の減額になっていますが、常任委員会でもお話しされた自分たちでやったことによる減額なのか、単純に減額なのかということをお教えください。

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 認定こども園整備事業の修繕料の減額についてですが、こちらはキッズゾーンの路面塗装を予定しておりました。それで66万円を計上していたのですが、地域貢献で業者が全額企業持ちで路面塗装を行ってくださったということで、66万円がそのまま不執行となりましたので、減額しております。以上です。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 分かりました。66万円を予定していたけれど、業者が社会貢献でやってくださったということで66万円が減額となったという事ですね。

最後に、もう1点ですが、17ページ、町税、下段、入湯税がプラス補正になっているのですが、プラスの理由がどういうものなのか、お客さんの数が減っている気もしないでもないのですが、プラスの理由をお教えいただきたい。

- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 入湯税につきましては、19万2,000円の増ということで、大きな要因としましては、当初予算で見込んだ宿泊者の入湯税、1人当たり150円ですが、ただ今、正確な数字の資料が手元にございませんけれど、当初予算で見込んだ宿泊者の入湯税よりも令和3年度の宿泊者の入湯税の見込みが増えたとうことの原因が一番の増の要因でございます。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 入湯税が増えたということは、宿泊者が増えたということですか。

- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 当初予算の計上よりも宿泊者の増ということで、見込んでいるものでございます。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。当初の見込みよりも宿泊者が増えたとう理解で良いということですね。以上です。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 59ページ、中段、通院費等給付事業の中で、人工透析通院交通費助成31万7,000円減となっております。人工透析ですのでコロナ禍だから通院しないということもないと思いますし、交通費が下がるということもないと思いますので、通院者が減ったのかなと思いますけれど、例えば、その方々が月形町から他の所へ行ったことはないのか。単に人数が減っただけなのか、その辺、お聞きしたいと思います。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 現在、人工透析で通院交通費の助成を利用されている方は6名です。新規2名を見込んで31万7,000円減額しておりますけれど、転出された方はいないのですが亡くなった方がおまして、対象者が減っている状況です。以上です。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 49ページ、先ほどの給与費の説明の中で、一般職給与費の一般職給の減額については、定年以外の退職者のことによる減額補正ということだったのですけれど、その辺、もう少し詳しく教えていただけませんか。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 令和3年度中の退職状況でございますけれど、一般職給与費に該当する人数ということで答えさせていただきますが、昨年12月末に町長部局の職員3名が退職しております。更に3月末で3名の退職が見込まれております。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。今言われた6名の内訳ですけれど、新卒で入られた方もしくは社会人枠で入られた方というのは、分かりますでしょうか。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 12月末で退職した職員3名のうち新卒採用が2名、社会人枠中途採用が1名、3月でございますけれど、新卒採用が2名、社会人採用が1名という内訳でございます。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
次に、69ページ、塵芥処理費、廃棄物広域処理事業負担金174万4,000円減額になっているのですけれど、これは本町のごみの量が少なくなっていると考えてよろしいでしょうか。
- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 廃棄物広域処理事業174万4,000円の減ということでございますけれど、月形町のごみの収集、持ち込みも含めまして、それほど下がってはおりません。むしろ若干増えている状況でございます。ただ、広域処理事業でご存じのとおり、岩見沢市、美唄市、月形町の2市1町で広域処理していることから、3市町全体の総ごみ処理量から岩見沢市、美唄市、月形町の持ち込み焼却処理の負担金が算出されますので、月形町では大きく減っているわけではございませんけれど、おそらく全体量が少し増えたり減ったりすることによって月形町も負担金の影響を受けるものでございます。今回につきましては、おそらく全体量が増えたことによって月形町については減額ということになっているということでございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。ちなみに減額になっている部分、おそらく3%台であると思うのですけれど、元々みていた%よりどれくらい下がっていたか、分かりますか。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 (午前11時39分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前11時40分再開)

- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 申し訳ありませんが、今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただくことでよろしいでしょうか。
- 議長 金子 廣司 ただ今の質問の答弁については、後ほど行いたいと思いますが、よろしいですか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 それでお願いします。
次に、93ページ、学校給食費、学校給食経費の賄材料費が84万5,000円増額になっているのですけれど、内訳を教えてください。
- 議長 金子 廣司 教育次長。
- 教育次長 加藤 弘光 賄材料費84万5,000円増額となっております。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

すが、給食の数量としては当初見込んでいたよりも3,700食程減になっているのですけれど、全体的に材料費の価格が高騰しております。それと、新型コロナウイルス感染症対策として昨年度から食材についてはできるだけ町内業者を利用するというので、町内業者を利用することによって今まで使っていた食材よりも単価が上がっている部分があります。それと、調理員が慢性的に不足していることもありまして、調理工程の見直しを行っており、その簡素化のため、肉類、魚類については冷凍品を仕入れていたのですけれど、生の物を仕入れるということで、解凍の工程を省く作業をしておりますので、特に肉、魚類については、コロナ禍になる前よりも単価としては1.5倍程度増えているということがあります。

もう一つ、コロナ禍で行事の中止により給食数も通常年よりは若干増えていることも影響があり、今回賄材料費については、増額となっております。

○ 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 了解しました。

次に、歳入ですが、33ページ、財産収入、財産貸付収入、使用料及び賃借料、光ファイバーケーブル貸付料が26万2,000円増になっているのですけれど、もう少し、詳しく教えていただけないでしょうか。

○ 議長 金子 廣司 総務課長。

○ 総務課長 原 博由樹 町内全域に光ファイバーケーブルをIP告知端末の関係で網羅しておりますけれど、このうち、NTTが提供する光通信サービスの際に契約件数に応じて貸付料が発生しますけれど、インターネット利用契約加入者が当初見込んだよりも増加したということでございます。

○ 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 了解しました。

○ 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

○ 議長 金子 廣司 大釜 登議員。

○ 議員 大釜 登 2つほどお聞きします。49ページ、企画費、ふるさと納税推進事業で約1億円近く減額しておりますけれど、これについては、当初予算3億4,000万円ですので、予算より寄附が少なかったと理解しているのですけれど、減った理由について、ある程度分析しているのか。極端に言うと、返礼品が他の自治体でも同じ物をやっているから月形町が減ったのか、要因があるのか、それともただ寄附が少なかったのか、それについてのお考えを伺いたいです。

○ 議長 金子 廣司 企画振興課長。

○ 企画振興課長 五十嵐 克成 今のご質問については、歳入、寄附金、ふ

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

るさと納税寄附金の減額の理由ということで捉えさせていただきたいと思
います。

ご承知のとおり、過度な返礼品で寄附を募っていた自治体があったとい
うことで、令和元年に総務省では、返礼品の割合を3割以内にするとか地場産
品でなければならない、総経費に占める割合を5割以下にするといった基準
の見直しが図られました。昨年度3億円を超える寄附をいただきましたけれ
ど、実は総経費に占める割合が本町は48%を超えており、総務省の指定を
外れては大変であるということで、今年度4月から返礼割合を見直すとい
う形を取らせていただきました。有利な部分が少し減ると、1万円ですと1万
2,000円と、価格の見直しの取組みを早い段階で行ったことがあるのかな
と思います。

それから、返礼品の中で一番扱いが多いのはお米ですけれど、昨年、米価
見直しということで、農協から新米の先行予約分の価格設定がなかなかでき
なかったということがありました。昨年度との比較ですと、昨年度は7月頃
から9月、10月のお米の収穫を見越して先行予約ができたのですけれど、
それが10月と遅れたということ、お米については長期の高額での申込みも
多くありますので、そういった事が減った要因だったと考えております。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 月形町の返礼品は、農産物が多くを占めており、9割
近くがお米やメロン等で返礼していると思うので、単純にメロンが採れない
ので返礼品が用意できないから止めたのかなと考えていたのですが、今の説
明では米価の価格設定の問題があるということで、農協も先行でやっている
のだから、考え方をしっかり町に伝えなければ、農協だけの話ではなくて、
町もこれからはしっかり分析をして、少しでも多く寄附をいただいて、町の貴
重な財源ですので、行政としてもしっかりとやっていただきたいと思います。
これについては、以上です。

もう1点、72ページ、農業振興費、説明欄、地域おこし協力隊起業等支
援事業補助金について、詳細の説明をお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 農林建設課長。
- 農林建設課長 三浦 英司 お答えいたします。地域おこし協力隊起業等
支援事業補助金でございますけれども、当初は、前任の協力隊の方の活用と
いうことで100万円を見込んでいた状況でございます。ただ、その方が活
用されないということであったのですけれど、現行の協力隊2名がこの事業
を活用したいということで、100万円の2名分、当初で見ていた予算10
0万円から100万円の増額ということで、計上させていただいております。
対象者につきましては、協力隊の任期満了日から起算して1年前、それと、

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

1年以内ということになっておりますので、現行の方がこの事業を活用しても問題がないということで、現行の方の分とご理解いただきたいと思います。以上です。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 堀 広一議員。
- 議員 堀 広一 1点だけ、お伺いしたい。277ページ、関連して279ページ、公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、先ほど、指定管理者を振興公社に任せるという説明は伺ったのですが、この点について、277ページ、議案第18号の指定期間は1年間、279ページ、議案第19号の指定期間は5年間ということで、今まで、私たちは、皆楽公園を含めてあのエリアを一带として考えてきたのではないかと思うのです。その中で1年間と5年間に分ける理由が明確ではないのかなと。1年で結んで残った年数については、新たに仕切り直すということは、振興公社ではない可能性もあるのであれば、やはり1年、5年と分けるのはおかしいと思います。これが、各施設の所管が違うという理由であれば、それはきちんと説明していただきたいということが1点であります。
- もう1点につきましては、昨年来から振興公社のあり方、運営については、町長自ら改革と言うか、運営のあり方については、見直すべきであるという発言をされていたのではないかと思うのです。その点から、指定管理を振興公社に任せるという議案が上がった時点で、なぜ、このようなことで振興公社に任せると、振興公社のこういう点を改善して指定管理を受けますよという説明があって然るべきであると私は考えるのですが、この2点についてお伺いします。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 施設によって指定期間が違うのではないかということだと思いますけれど、議案第18号については、町民保養センター、皆楽公園等ということで、町が振興公社に指定管理を任せている中での観光レクリエーション施設と位置づけております。これについて、指定期間を1年とするのは、お話しをしたとおりですけれど、前回は指定期間は1年半で、5年というスパンではなかったのです。それと並行して野球場、パークゴルフ場等については、5年間でやってきております。指定期間というのは、施設の管理運営が大きく変わる要因があれば、指定期間をしっかりと見直しをしなければならぬし、そうでないものは継続してなるべく長期でやることで、

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

指定管理料が削減される効果があるということでやってきております。基本はそのように考えておまして、なぜ、振興公社のあり方を見直す時に、また振興公社なのかということですが、温泉等については、施設の改修があつて管理形態等も変わってくるので、その時にしっかり振興公社が指定管理者となれる力量があるかどうか、これは、新年度に振興公社の経営改善にもつながる事業を少し盛り込んでおりますけれど、それらを通して振興公社で引き続きとなるのか、または違うところと競合させるという形を取るのかということは、今のところ未定ですが、その他の野球場、パークゴルフ場いわゆる皆楽公園一帯ではありますけれど、基本的に施設の性格が観光レクリエーション施設ではないので、引き続き5年間と、これまでどおりの指定管理を今の振興公社でも任せられると考えてやっております。いずれにしても、振興公社の経営改善については、これまでもお話しをしておりますけれど、それぞれの施設の指定管理がしっかりできるようにしていくということで進んでおりますし、先ほど申し上げたとおり、新たに経営改善に向けたテコ入れを4年度からもやっていく範囲の中で、このような指定管理者の指定をさせていただきたいということでございます。よろしくお願ひします。

- 議長 金子 廣司 堀 広一議員。
- 議員 堀 広一 今の答弁ですが、私は、明確には分からないような答弁であつたと受け取っています。町長がおっしゃっているのだから、それを、なぜ、この場で盛り込んで説明しないのですか、ということの答弁はなかつた。今後しっかりやっていくからと、振興公社は副町長が社長で、議案の説明も副町長で、町長自ら居るわけですから、なぜ、そこの説明が明確にないのか。指定管理をそのまま指定してしまつたら、後から改善しようがしまいが自動的にいくわけです。途中で止めるという話にはならない。1年だけですよ、と言つても、状況がどのようになるか分からない。私は、振興公社に預けてはだめであると言っているわけではないのです。きちんとやると言つたものを盛り込んで説明しないのですかと聞いているわけですから、その点について、今説明ができなければ、この会期中に議会に説明しますということでも構わないのですが、振興公社について改善していくということについては、明確に説明がなされるのかどうか。各施設の指定を受けた場合に、具体的にどこまで踏み込むのか分からないけれど、このように変えていきますということは、やはり、私は必要ではないかと思ひます。以上ですけれど、答弁願ひします。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 今の堀議員のご質問にお答えしたいと思います。振興

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

公社の改革については、令和4年度にしっかり取り組んでいく指示をしております。この後、ご審議いただく予算にも一部計上しております。なお、保養センターを含めた皆楽公園一帯、今回提案しております野球場等の周辺施設についても、振興公社が町民利用者の期待に応えられるような管理をやってもらう。振興公社が町の重要な皆楽公園一帯の管理をしっかりやるのが、月形町にとって最良でありますし、町もしっかりとやっていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

- 議長 金子 廣司 堀 広一議員。
- 議員 堀 広一 了解しました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午後 0時02分休憩）
（古谷教育長 午後 1時30分入室）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午後 1時30分再開）

- 議長 金子 廣司 午前中に東出議員から廃棄物広域処理事業負担金174万4,000円減額になっているごみの量が月形町は何%ぐらいなのかという質疑に対して、答弁が住民課で保留になっておりますので、答弁願います。
- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 答弁が遅くなりまして、大変申し訳ございません。先ほどの東出議員からのご質問、廃棄物広域処理事業負担金でございます。当初予算の見方ですけれど、東出議員のおっしゃるとおり、3市町の全体から月形町は3.52%ということで、岩見沢市の資料からの数字でございます。予算額としては、過去4年間の最大予算額を考慮して2,628万4,000円で見込んでございます。令和3年度の見込みとしては、第1から第3四半期までの実績1,704万3,379円、第4四半期の1月から3月については、平成28年度から令和2年度までの平均を試算しまして651万8,636円、これに15%程の変動分を見込んでございます。これを加味して749万6,431円、従いまして当初予算2,628万4,000円、見込額2,454万円、174万4,000円の減ということで見込んでございます。以上でございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第18号、議案第19号及び議案第3号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午後 1時32分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 （午後 1時33分再開）

◎ 日程8番 議案第4号 令和3年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長 金子 廣司 日程8番 議案第4号 令和3年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書103ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第4号 令和3年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ847万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,807万8,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は104ページから105ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の予算補正につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての、主に予算整理であります。

それでは、122ページをお開きください。事項別で主なものについてご説明申し上げます。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費19万5,000円減、説明欄のとおりでございます。2項 徴税費 1目 賦課徴収費9万5,000円減、説明欄のとおりでございます。3項 運営協議会費 1目 運営協議会費6万5,000円減、運営協議会の経費でございます。続きまして、124ページ、2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費146万5,000円減、3目 審査支払手数料10万

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

5,000円減、いずれも財源につきましては、道の交付金でございます。2項 高額療養費 1目 高額療養費157万円増額、これにつきましても、財源については、全額道の交付金でございます。続きまして、126ページ、3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分300万円減額、これにつきましては、一般会計からの繰入金を減額して対応いたします。続きまして、2項 後期高齢者支援金等分 1目 後期高齢者支援金等分、3項 介護納付金分 1目 介護納付金分、いずれも財源振替でございます。128ページ、6款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費 1目 特定健康診査等事業費38万5,000円減、説明欄のとおりでございます。2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費18万円減、説明欄のとおりでございます。続きまして、130ページ、8款 諸支出金 1項 諸費 2目 過年度返納金1万円増、過年度の返納金でございます。3目 直営診療施設勘定繰出金1,238万5,000円増額でございます。直営診療施設勘定繰出金のうち1,200万円につきましては、令和2年度に町立病院の病棟に設置したエアコン整備に係る道からの補助金分でございます。これにつきましては、工事費の支払いの遅れから補助金は令和3年度に交付されていたものでございます。

続きまして、112ページをお開きいただきたいと思います。歳入です。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 国民健康保険税179万円減額、4節から6節のとおりでございます。続きまして、114ページ、4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金、補正額1,216万円増額、うち1,200万円につきましては、先ほどの町立病院エアコン設置に係る道補助金でございます。続きまして、116ページ、6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金155万3,000円増額でございます。内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。続きまして、2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金943万6,000円減額でございます。国民健康保険財政調整基金繰入金でございます。続きまして、118ページ、7款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額598万5,000円増額、この補正で、令和2年度からの繰越金、全額予算措置をすることとなります。続きまして、120ページ、8款 諸収入 2項 雑入 2目 返納金2万2,000円増額、3目 雑入1万9,000円減額でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第5号 令和3年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 金子 廣司 日程9番 議案第5号 令和3年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書133ページでございます。ただ今、議題となりました議案第5号 令和3年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ430万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,084万4,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は134ページから135ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

この補正予算につきましても、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての、主に予算の整理であります。

それでは、156ページをお開きください。事項別の歳出でございます。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費191万4,000円減額、説明欄記載のとおりでございます。2目 施設管理費113万4,000円減額でございます。施設管理経費のうち、燃料費ですが、燃料価格高騰によります管理施設の燃料費の増額でございます。続きまして、158ページ、2款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農村総合整備事業費、補正額125万8,000円減額、内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、160ページ、3款 公債費 1項 公債費、2目 利子、補正額はございません。財源振替でございます。

続きまして、144ページをお開きください。歳入でございます。1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 下水道使用料160万円減額、内訳につきましては、現年度分と滞納繰越分、145ページ記載のとおりござ

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

います。続きまして、146ページ、2款 道支出金 1項 道補助金 1目 農林水産業費補助金12万5,000円の減額、農山漁村地域整備交付金の減額ですけれど、月形地区の施設調査診断に係る道補助金の減額分でございます。続きまして、148ページ、3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金89万2,000円の減額でございます。続きまして、150ページ、4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額23万4,000円増額、この補正によりまして、令和2年度からの繰越金、全額を予算化することとなります。続きまして、152ページ、5款 諸収入 1項 雑入 1目 雑入12万3,000円の減額、これにつきましては、町内合併処理浄化槽の汚泥処理経費、汚泥処理を農業集落排水施設で行っておりますけれど、町からの負担分でございます。続きまして、154ページ、6款 町債 1項 町債 1目 農業集落排水事業債180万円の減額、公営企業会計適用債の減額でございます。

続きまして、136ページをお開きください。補正予算第2条 債務負担行為の追加でありまして、第2表の記載のとおりでございます。

続きまして、137ページ、補正予算第3条 地方債の補正であります、第3表の地方債補正のとおり、限度額を変更するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程10番 議案第7号 令和3年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議長 金子 廣司 日程10番 議案第7号 令和3年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。
 - 議長 金子 廣司 副町長。
 - 副町長 堀 光一 議案書201ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第7号 令和3年度月形町後期高齢者医療特別会計補正

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,089万9,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は202ページから203ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算につきましても、年度末に当たりまして、事務事業費の確定、執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行っての、主に予算の整理でございます。

それでは、218ページをお開きください。歳出でございます。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費1万2,000円の減額、2項 徴収費 1目 徴収費3万2,000円の減額、いずれも説明欄記載のとおりでございます。続きまして、220ページ、2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金186万7,000円の減額、内訳につきましては、広域連合納付金負担金でございます。続きまして、222ページ、3款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金、補正額はございません。財源の振替でございます。224ページ、4款 予備費 1項 予備費 1目 予備費、補正額はございません。財源の振替でございます。

210ページをお開きください。歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料207万8,000円減額、現年度分でございます。2目 普通徴収保険料148万9,000円増額、現年度分と滞納繰越分でございます。続きまして、212ページ、2款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金136万9,000円減額、内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、214ページ、3款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額1万円でございます。続きまして、216ページ、4款 諸収入 2項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金3万7,000円増額でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにしたいと

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 1時50分休憩）

○ 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時51分再開）

◎ 日程11番 議案第6号 令和3年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○ 議長 金子 廣司 日程11番 議案第6号 令和3年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書163ページでございます。ただ今、議題となりました議案第6号 令和3年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,690万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,248万6,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は164ページから165ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、186ページをお開きください。事項別の歳出でございます。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費2万2,000円減額、職員普通旅費でございます。2項 介護認定審査会費 1目 介護認定審査会費9万6,000円減額、2目 認定調査等費53万1,000円減額、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3項 計画策定費 1目 計画策定費8万7,000円減額でございます。介護保険事業計画策定事業、印刷製本費の減額でございます。続きまして、188ページ、2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス等給付費1,048万6,000円減額、説明欄、居宅介護サービス等給付費につきましても、特定介護入居者や短期入所の生活介護サービスの利用減少によるものであります。地域密着型介護サービス給付費につきましても、サービスの利用の減少によるものであります。188ページ、2目 施設介護サービス給付費1,220万7,000円減額、施設介護サービス給付費、サービス利用の減少によるものでございます。続きまして、5目 居宅介護サービス計画給付費50万円

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

増額、続きまして、188ページから190ページ、2項 介護予防サービス等諸費 1目 介護予防サービス給付費117万4,000円減額、説明欄記載のとおりでございます。4目 介護予防サービス計画給付費36万4,000円減額、説明欄のとおりでございます。3項 その他諸費 1目 審査支払手数料2万円減額、4項 高額介護サービス等費 1目 高額介護（予防）サービス費180万2,000円減額、192ページ、5項 高額医療合算介護サービス等費 1目 高額医療合算介護（予防）サービス費42万円減額、6項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護（予防）サービス費660万5,000円減額、サービス利用の減少によるものでございます。194ページ、3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費 1目 介護予防事業費174万円減額、説明欄記載のとおりでございます。2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1万9,000円増額、2目 総合相談事業費5万円増額、それぞれ、説明欄記載のとおりでございます。196ページ、3目 任意事業費78万4,000円減額、4目 生活支援体制整備事業11万2,000円減額、6目 在宅医療・介護連携推進事業費1万5,000円減額、それぞれ、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、198ページ、3項 介護予防・生活支援サービス事業費 1目 介護予防・生活支援サービス事業費101万3,000円減額、内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

それでは、172ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料200万4,000円減額、174ページ、4款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 調整交付金683万3,000円減額、2目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）17万7,000円減額、3目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）43万5,000円減額、4目 保険者機能強化推進交付金4万6,000円減額、5目 介護保険保険者努力支援交付金4万9,000円減額、6目 事業費交付金71万円増額でございます。続きまして、176ページ、5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金1,241万7,000円減額、2目 地域支援事業支援交付金49万4,000円減額。続きまして、178ページ、6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金462万1,000円減額、2項 道補助金 1目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）8万8,000円減額、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）27万1,000円減額、続きまして、180ページ、8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金407万1,000円減額、2目 その他一般会計繰入金162万7,000円減額、3目 地域支援事業繰

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

入金（包括的支援事業・任意事業）12万8,000円減額、4目 低所得者介護保険料軽減繰入金14万7,000円増額、5目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援事業）33万3,000円減額、合わせまして、一般会計からの繰入金は、601万2,000万円減額です。2項 基金繰入金 1目 介護給付費準備基金繰入金516万2,000円減額、182ページ、9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額108万8,000円増額、令和2年度からの繰越金全額を予算措置することとなります。184ページ、10款 諸収入 2項 雑入 3目 雑入9万8,000円減額、介護予防事業参加負担金ですけれど、コロナ禍におきまして事業が減ったことにより、参加負担金も減ったということでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 2点ほど教えてほしいのですが、歳入、174ページ、6目 事業費交付金、補正前の額が0で補正額が71万円、充当が186ページ、一般管理費に使われているのですが、これの中身を教えてくださいませんか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 介護保険に係るシステム改修を行いまして、その分の補助金が、事業費交付金となっております。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 もう一つ、教えてください。188ページ、1目 居宅介護サービス等給付費が減額補正、5目 居宅介護サービス計画給付費が50万円の増額ですが、これは、リンクするものでしょうか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 居宅介護サービス計画給付費ですけれど、在宅サービスに係るサービスを受けるとき、ケアマネージャーが中に入って、サービス計画を立てて、利用者と事業所間を取り持つものに係る経費でございます。そちらの計画作成数は増えているのですが、居宅介護サービス等給付費が減額しているのは、単価の高いもの、例えば短期入所や通所サービスがコロナの影響もあって利用が減っており、それほど単価の高くない訪問やリハビリ通所等は少し増えていますけれど、差引きすると給付費としては、下がったという状況になり、ここは少し分かりにくいかと思っておりますけれど、そのような状況となっております。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

- 議員 東出 善幸 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 2時03分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午後 2時03分再開）

- ◎ 日程12番 議案第21号 和解について、日程13番 議案第8号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）
- 議長 金子 廣司 日程12番 議案第21号 和解について、日程13番 議案第8号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）は、関連がありますので一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書283ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第21号 和解について、ご説明申し上げます。このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、東京地方裁判所令和元年（ワ）第29145号損害賠償請求事件について、次のとおり訴訟上の和解をしたいので、議会の議決を求めるものであります。当事者1原告は、記載のとおりでございます。2被告は月形町、和解の条項ですが、1被告は、原告に対して、本件解決金として金50万円の支払い義務があることを認める。2被告は、原告に対して、前項の金員を、令和4年4月28日までに、原告指定の口座に振込送金する方法で支払う。振込手数料は、被告の負担とする。3被告は、原告に対して、原告の亡夫が、被告が開設する国民健康保険月形町立病院にて、死亡前日及び死亡日に診療を受けていたという経緯に鑑み、死亡について哀悼の意を表する。4被告は、平成29年10月16日23時26分に原告の亡夫が国民健康保険月形町立病院に救急搬送され、翌日0時01分に死亡が確認されるまでの間の診療及び対応について、原告が満足していないことを真摯に受け止め、今後の診療に活か

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

すことを約する。5原告と被告は、本和解条項に定めるもののほか、本件について債権債務がないことを相互に確認する。6原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。7訴訟費用は各自の負担とする。事件の概要であります。月形刑務所に服役していた原告の亡夫が、平成29年10月15日から翌16日にかけて、激しい腹痛、意識障害などの重篤な病状を発していたにも関わらず、月形刑務所及び月形町立病院ともに適切な処置を怠ったため、同月17日0時01分に回腸絞扼性イレウスによる出血性ショックで死亡したことの責任を問う内容の損害賠償請求事件であります。本議案の提案理由でございますが、当該損害賠償請求事件について、東京地方裁判所から和解の勧告がありましたので、これに応じるため、本議案を提出していただいたものであります。以上で議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案書227ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第8号 令和3年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。補正予算第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医業収益459万円増額、2項 医業外収益780万5,000円減額、計321万5,000円減額し、病院事業収益の総額を6億4,498万5,000円とするものであります。支出の部では、1款 病院事業費用 1項 医業費用376万5,000円減額、2項 医業外費用55万円増額、計321万5,000円減額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同額の6億4,498万5,000円とするものであります。補正予算第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 資本的収入 1項 出資金271万9,000円減額、2項 繰入金1,200万円増額、3項 企業債860万円減額、4項 補助金1,650万円増額、計1,718万1,000円増額し、資本的収入の総額を7,893万3,000円とするものであります。支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費237万1,000円増額し、資本的支出の総額を1億148万円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,735万7,000円を2,254万7,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金についても同様に改めるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末に当たりまして、事務事業費の確定や執行見込額の精査を行い、主に予算の整理をするものであります。医療器械什器備品購入費、先ほどの訴訟に係る和解金も計上させていただいております。

それでは、242ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費784万

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

7,000円減額、1節から6節、説明欄記載のとおりでございます。2目 材料費900万円増額、245ページの薬品費と診療材料費でございます。244ページ、3目 経費、補正予定額302万2,000円減額、1節から247ページの19節まで、説明欄記載のとおりでございます。246ページ、4目 減価償却費220万9,000円減額、1節から3節でございます。続きまして、5目 資産減耗費31万3,000円増額、固定資産除却費でございます。次に、2項 医業外費用 2目 患者外給食費5万円増額、3目 雑支出50万円増額、この50万円につきましては、説明欄のとおり、刑務所受刑者訴訟に係る和解金でございます。

238ページをお開きいただきたいと思っております。収益的収入及び支出の収入でございます。1款 病院事業収益 1項 医業収益 1目 入院収益1,517万7,000円増額 2目 外来収益639万1,000円増額、3目 他会計負担金、一般会計からの負担金につきましては、1,736万6,000円減額、4目 その他医業収益38万8,000円増額、説明欄のとおりでございます。次に、2項 医業外収益 1目 他会計負担金970万2,000円減額、これにつきましては、1節、2節、一般会計負担金と国保会計負担金でございます。一般会計負担金1,008万7,000円減額でございます。医業収益に係る負担金の減額と合わせまして2,745万3,000円一般会計負担金が減額されるものです。続きまして、240ページ、2目 患者外給食収益6万3,000円増額、3目 長期前受金戻入110万1,000円増額、4目 その他医業外収益73万3,000円増額でございます。その他医業外収益ですけれど、保険金訴訟に係る和解金に対する保険金が全額入ってまいりますので、50万円計上しております。それから、その他医業外収入58万9,000円ですが、町立病院におきまして、外来患者向け等にマスクや消毒液を窓口で販売しております。主にその収入でございます。

続きまして、250ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費237万1,000円増額、内訳につきましては、1節、2節、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、248ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございます。1款 資本的収益 1項 出資金 1目 出資金271万9,000円減額、一般会計からの出資金でございます。続きまして、2項 繰入金 1目 繰入金1,200万円増額、国保会計からの繰入金で、令和2年度の病棟にエアコンを設置した事業に係る道補助金が、国保会計から繰入されます額でございます。続きまして、3項 企業債 1目 企業債860万円減額、4項 補助金 1目 補助金1,650万円増額、これにつきましては

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

は、北海道から新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備事業補助金が交付されます。それを計上しております。

それでは、227ページに戻っていただきたいと思います。補正予算第4条 債務負担行為の補正であります。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、228ページのとおり、管理業務等を追加するものであります。次に、補正予算第5条 企業債の補正であります。医療機器整備事業の限度額を変更するものであります。次に、補正予算第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。784万7,000円減額し、3億6,834万1,000円に改めるものであります。次に、補正予算第7条 たな卸資産購入限度額であります。900万円増額し、9,125万2,000円に改めるものであります。以上で議案第21号及び議案第8号の説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第21号及び議案第8号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 2時18分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時30分再開）

◎ 日程14番 議案第9号 月形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程14番 議案第9号 月形町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書257ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第9号 月形町課設置条例の一部を改正する条例の制定

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

について、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、現行におきまして、住民課の分掌事務となっている「社会援護に関すること」を保健福祉課に移行するための一部改正であります。このことにつきましては、現在、住民課において担当しております、戦傷病者戦没者の遺族の援護、恩給に関すること、また、戦没者追悼式に関することなどを、生活保護、障害福祉、精神保健福祉等の社会援護とされる事務を担当している保健福祉課に移行して、社会援護に関する事務の担当を一元化するものであります。この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程15番 議案第11号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程15番 議案第11号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
 - 議長 金子 廣司 副町長。
 - 副町長 堀 光一 議案書261ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第11号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。職員の定年につきましては、本条例第3条において、職員の定年は年齢60年とする。ただし、病院において医療業務に従事する医師の定年は年齢65年とすると規定されているところではありますが、この医師の定年について特別の事情があると認める場合は、定年年齢65年を年齢70年とすることができるようにする条例の改正であります。病院の経営にありましては、医師の確保が不可欠であります。恒常的に確保し続けることは、難しい問題でもあります。高齢でも豊富な知識や技術、経験を有し、働く意欲のある人はおります。有能な医師の確保、継続雇用や新規雇用の機会を広げるため、定年年齢を引き上げることができる

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

ようにするものであります。この条例の施行期日は、令和4年4月1日であります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程16番 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程16番 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書263ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。条例改正の要旨であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、略称は育児介護休業法ですが、この法律が令和3年6月に改正されまして、有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠、出産の申し出をした労働者に対する個別の周知、意向確認の措置の義務付けが、本年4月から施行されることに伴いまして、本条例について、所要の改正を行うものであります。改正の内容であります。育児休業をすることができない職員を規定する第2条について、現在、非常勤職員は任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上なければ育児休業をすることができないと規定しておりますが、育児休業取得要件を緩和するため、この規定を削除いたします。また、部分休業をすることができない職員を規定する第17条についても、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員でなければ部分休業をすることができないと規定しておりますが、これも同様に、この規定を削除します。以下、本条例に3つの条を加えるものですが、第21条は、妊娠、出産等についての申し出があった場合における措置等を、第22条は、勤務環境の整備に関する措置を、

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

第23条は、この条例に関し、必要な事項は、規則で定めることを、それぞれ規定するものであります。この条例の施行期日は、令和4年4月1日であります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 2時37分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時38分再開）

◎ 日程17番 議案第15号 月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程17番 議案第15号 月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書269ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第15号 月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。この条例制定の趣旨であります。本町におきましても、昨年、策定しました過疎地域持続的発展市町村計画で定める産業振興促進区域において、一定の事業用資産を取得した特定の事業について、条例に基づいて地方税の課税免除を行った場合に、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、その減収の75%が普通交付税で補填される支援措置が受けられることとなっております。このため、地方税の課税免除を行い、産業振興を促進するとともに、減収補填の支援措置を受けることができるよう本条例を制定するものであります。条例本文の第2条ですが、第2条は、課税免除の要件を規定しており、月形町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

は、月形町全域であります。この区域内において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の対象事業の用に供する生産等設備、家屋や機械及び装置、土地、これらの取得について、固定資産税の課税を免除するものとし、課税免除の対象となる設備は、取得価格の合計額が500万円以上のものであります。ただし、製造業又は旅客業については、資本金額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人は取得価格の合計額が1,000万円以上のものが資本金の額等が1億円を超える法人は、取得価格の合計額が2,000万円以上のものが対象となります。なお、この課税免除の期間は、新たに固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度間であります。附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。また、この条例は、令和6年3月31日で失効しますが、経過措置として、この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産の免除については、令和6年3月31日後も効力を有するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 2時42分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時43分再開）

◎ 日程18番 議案第16号 月形町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程18番 議案第16号 月形町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書273ページをお開き願います。ただ今、議

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

題となりました議案第16号 月形町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本件につきましては、本条例で引用している法律の題名等が以前に変更されていることが分かったため、その部分について現行の題名等に変更する改正であります。本条例の第1条では、社会福祉事業法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人の助成については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによると規定しておりますが、ここで用いている社会福祉事業法は、平成12年に題名が社会福祉法に改正されており、引用する条項も変わっております。このため、条例で引用している法律の題名と条項を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項に改めるものであります。この条例は、公布の日から施行いたします。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり可決することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程19番 議案第17号 月形町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程19番 議案第17号 月形町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書275ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第17号 月形町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本条例の改正についてであります。現行におきまして学童保育所に入所できる児童は、条例第3条において、当該児童の保護者や同居の親族等が、就労や疾病などの理由で、当該児童を看護できない場合の児童に限られておりますが、それ以外の理由でも入所させることができるよう、今回条例第3条に、町長は、児童の健全な育成を図る上で特に必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、当該児童を入

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

所させることができる、の一項を加える改正であります。この条例改正を提案させていただきましたのは、障害のある児童の学童保育所の入所を想定してのものでありますが、障害のある子どもも放課後に子ども同士、集団で過ごすことを通して成長していくものと考えられております。また、支援を必要とする障害のある児童が放課後に町外の児童所を利用するケースが増えてきており、その通所が児童及び保護者にとって負担ともなってきました。このような背景を踏まえて、現行の学童保育所の入所資格以外の場合でも児童を入所させることができる旨の条例改正案を提案させていただくものであります。この条例の施行は、令和4年4月1日からとするものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 2時48分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時49分再開）

◎ 日程20番 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町農産物加工施設】

- 議長 金子 廣司 日程20番 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町農産物加工施設】を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書281ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつきましては、議決賜りました議案第18号及び議案第19号に同じく、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。1指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

月形町農産物加工施設 樺戸郡月形町字チクシベツ203番地150、2指定管理者となる団体の名称及び住所は、株式会社 月形町振興公社 樺戸郡月形町1219番地、3指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。指定管理者の指定の理由等ではありますが、指定管理者となる団体振興公社は、現に当該公の施設の指定管理者となり、施設利用者へ安定したサービスを提供していること。また、当該公の施設の現状や課題等を十分把握していることから、これまで同様の事業効果が期待できる場所です。このため、町の関係例規に則りまして、公募によらず現指定管理者からの申請を受け、審査の上候補者に選定し、今回提案させていただきましたのものであります。なお、指定の期間はこれまでと同じく5年間とするものであります。また、当該公の施設に係る管理経費は主に当該指定管理者が施設を利用して製造する農産物加工品トマトジュースの販売収入をもって賄えることから、指定管理料は発生いたしません。以上で説明を終わります。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 2時50分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 3時00分再開）

- ◎ 日程21番 令和4年度町政執行方針、日程22番 令和4年度教育行政執行方針
- 議長 金子 廣司 日程21番 令和4年度町政執行方針、日程22番 令和4年度教育行政執行方針を一括議題といたします。
- 議長 金子 廣司 最初に、令和4年度町政執行方針の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 町政執行方針を朗読説明する。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午後 3時08分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午後 3時15分再開）

- 議長 金子 廣司 続いて、令和4年度教育行政執行方針の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 教育長。
- 教育長 古谷 秀樹 教育行政執行方針を朗読説明する。
- 議長 金子 廣司 以上で執行方針の説明を終わります。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午後 3時41分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午後 3時42分再開）

- ◎ 日程23番 議案第10号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、日程24番 議案第13号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程25番 議案第14号 月形町札沼線代替輸送事業等基金条例の一部を改正する条例の制定について、日程26番 議案第22号 令和4年度月形町一般会計予算、日程27番 議案第23号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程28番 議案第24号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程29番 議案第25号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程30番 議案第26号 令和4年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程31番 議案第27号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算
- 議長 金子 廣司 日程23番 議案第10号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、日程24番 議案第13号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程25番 議案第14号 月形町札沼線代替輸送事業等基金条例の一部を改正する条例の制定について、日程26番 議案第22号 令和4年度月形町一般会計予算、日程27番 議案第23号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程28番 議案第24号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程29番 議案第25号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程30番 議案第26号 令和4年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程31番 議案第27号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、以上、9議案につきましては、関連があり

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

ますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 ご説明申し上げます。議案第22号 令和4年度月形町一般会計予算から議案第27号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算まで、その概要につきましては、町政執行方針で申し上げておりますが、一般会計、特別会計、事業会計合わせて6会計につきましては、ご提案をさせていただくものであります。また、予算に関連します議案第10号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 月形町札沼線代替輸送事業等基金条例の一部を改正する条例の制定について、この3件の議案につきましても合わせてご提案させていただくものでありますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 金子 廣司 説明が終わりました。お諮りいたします。ただ今、上程されました、令和4年度各会計予算及び予算関連議案の審査については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、令和4年度各会計予算の関連議案として議案第10号、議案第13号及び議案第14号の3議案、令和4年度各会計予算として議案第22号から議案第27号までの6議案、合わせて9議案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 お諮りいたします。3月9日から3月14日までは、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月16日から、令和4年度の各会計予算の審議のため、予算特別委員会が終了するまで、休会にしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、3月9日から3月14日までは、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月16日から、令和4年度の各会計予算の審議のため、予算特別委員会が終了するまで、休会することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 3時46分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

令和4年第1回定例会 1日目（3月8日）

（午後 4時15分再開）

- **議長 金子 廣司** この際、報告いたします。先ほど設置しました予算特別委員会の委員長に堀 広一議員、副委員長に我妻 耕議員が互選されたので報告いたします。

- **議長 金子 廣司** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時16分散会）